

平成27年10月
経済産業省

1. 関税

- 工業製品については、我が国自身は、過去のWTO交渉等の結果として輸入額の大部分で、既に高いレベルの自由化を達成。
- 本協定により、工業製品については、我が国から参加11か国への輸出額(約19兆円)の99.9%についての関税が撤廃される。(うち、即時撤廃の割合は76.6%)

<各国への市場アクセスの概要>

1. 米国

- 工業製品の輸出額(約10兆円)の100%の関税撤廃を実現。
- 自動車部品(現行税率主に2.5%)については、8割以上の即時撤廃で合意。米韓FTAを上回る水準。
<即時撤廃率>日米(TPP) — 品目数:87.4%、輸出額:81.3%
米韓FTA — 品目数:83.0%、輸出額:77.5%
- 乗用車(現行税率2.5%)については、15年目から削減開始、20年目で半減、22年目で0.5%まで削減、25年目で撤廃。(TPP全体における、最長の関税撤廃期間は30年目)
- 家電、産業用機械、化学では、輸出額の99%以上の即時撤廃を実現。
(例)家電:ビデオカメラ(現行税率:2.1%)を即時撤廃。
化学:プラスチック製品(現行税率2.1%~6.5%)を即時撤廃。
- 繊維・陶磁器等、地方中小企業に関連する品目についても関税撤廃を実現。
(例)陶磁器:対米輸出額の75%を即時撤廃。
今治タオル:米国の現行税率9.1%を5年目に撤廃。

2. カナダ

- 工業製品の輸出額(約1兆円)の100%の関税撤廃を実現。
- 乗用車(現行税率6.1%)については、5年目撤廃を実現。カナダ・EUFTAの8年目撤廃を上回る水準。
- 自動車部品(現行税率:主に6.0%)については、日本からの輸出の9割弱が即時撤廃。
<即時撤廃率>日加(TPP) — 品目数:95.4%、貿易額:87.5%
加韓FTA — 品目数:72.2%、貿易額:59.1%
- 化学、家電、産業用機械では輸出額の99%以上の即時撤廃を実現。

3. ニュージーランド

- 工業製品の輸出額の98%以上が即時撤廃。残りも7年目までには完全無税化。

4. 豪州(日豪EPA:2015年1月15日発効)

- 工業製品の輸出額の94.2%が即時撤廃。日豪EPA(82.6%)を上回る水準。
- 輸出の約5割を占める、乗用車、バス、トラック(現行税率5.0%)の新車は、輸出額の100%即時撤廃。日豪EPA(輸出額の75%が即時撤廃)を上回る水準。

5. ベトナム(日越EPA:2009年10月1日発効)

- 日本企業が高い輸出関心を有する3,000cc超の自動車について10年目撤廃を実現(70%弱の高関税で保護。日越EPAにおいては関税撤廃は実現せず)。

2. 原産地規則

1. 原産地規則の統一

- TPP特惠税率の適用が可能な12カ国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)。

2. 完全累積制度

- 複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。

3. 自動車の原産地規則

- 自動車の原産地規則については、我が国完成車及び部品メーカーが、現在のサプライチェーンの下で十分に対応できる内容を確保。

(参考)日本自動車工業会会長コメント(「TPP(環太平洋パートナーシップ協定)の大筋合意について」(抜粋))(2015年10月6日)

「TPP地域全体に適用される原産地規則については、現行のグローバルなサプライチェーンの下で十分に対応できる内容になったことなどを歓迎します。」

①完成車の原産地規則

- 完成車については、控除方式による付加価値基準を用いる場合は、55%。
- また、その場合における特定の部品7品目(注1)については、協定上明記された加工工程(注2)のどれか一つでもTPP域内で行われれば原産性が付与される制度を導入。
(注1)強化ガラス、合わせガラス、車体(普通車用のもの)、車体(トラック等用のもの)、バンパー(部分品は含まない)、車体の部分品、車軸。
(注2)射出成形、鍛造、金属成形、等

②自動車部品の原産地規則

- 自動車部品については、基本的には、関税分類変更基準と付加価値基準の選択制であり、控除方式による付加価値基準の場合は、品目に応じて45%~55%。
- また、この控除方式による付加価値基準の場合に45%を越える分については、構成部品について協定上明記された加工工程のどれか一つでもTPP域内で行われれば原産性が付与される制度を導入。